

コンビニエンスストアを開業するには、お酒や薬等扱う商品にもよりますが、いくつかの許認可を取得する必要があります。

その中でも、保健所に届出が必要な食品営業許可において、最低限取得すべき許可についてご報告したいと思います。

## 1. 食品営業許可の種類

コンビニにおいては、最低限以下5つの営業許可が必要です。また、それぞれ保健所に対し申請手数料が発生致します。ここでは参考までに目黒区における手数料を記載致しました。

- ・ 飲食店営業 ⇒ 18,300円
- ・ 乳類販売業 ⇒ 11,500円
- ・ 食肉販売業 ⇒ 11,500円
- ・ 魚介類販売業 ⇒ 11,500円
- ・ 食料品等販売業 ⇒ 13,200円

## 2. 許可書交付までの手続き

### 【新規開店の場合】

#### ① 開店の事前相談

⇒ 施設の工事着工前に、平面図を用意し、事前に保健所の地区担当者あてに連絡したうえで、相談が必要です。

- ・ 伺った際に申請書類用紙一式をもらえます。
- ・ 各店舗には資格要件のある食品衛生責任者を必ず置く必要があります。

### 食品衛生責任者について

食品営業者は、営業許可施設ごとに食品衛生責任者を置くことが義務付けられています。

食品衛生責任者になるためには、次のいずれかの資格が必要です。

- I 栄養士、調理師、製菓衛生師、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者又は食品衛生管理者の資格のある方
- II 食品衛生責任者になるための養成講習会を受けた方

## ② 申請書類の提出

⇒ 申請書類は施設工事完成予定日の2週間前には提出が必要です。また、申請時には上記の手数料がかかります。

### 〈必要書類〉

- 1 営業許可申請書
- 2 営業設備の概要（図面、地図含む）
- 3 会社の登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- 4 水質検査成績書（1年以内のもの・写し可）
- 5 食品衛生責任者資格証明書
- 6 新規申請手数料

## ③ 施設検査の打ち合わせ

⇒ 申請書類を提出の際、工事完成及び開店予定日、施設実施検査に立ち会う方のお名前、電話番号等の連絡方法を、保健所の担当者の方と行います。

## ④ 施設の実地調査

⇒ 検査の際、施設が基準に合わない場合は許可にならず営業できない場合もございます。指摘された事項については改善をした上で、再検査を受けることとなります。施設が基準に合っていれば、許可となります。

## ⑤ 許可書の交付

⇒ 営業許可書を受け取る際には印鑑が必要です。  
許可書の発行日を担当者と事前に確認しておきます。  
受け取った許可書は図面等と一緒に大切に保管するようにします。

食品営業許可は、区や市によって若干要件や必要書類が異なる場合がございますので、これから開業する場合や法人化して新規許可が必要な場合等は、事前に御相談下さい。

以上